

学校給食



食の安全、環境にやさしい職場を



現業評議会学校給食部会は、12月14日横浜で、学校給食集会を開き、10組合36人が参加した。

集会では、川崎市の学校給食調理場で導入している廃油を使用したせっけんについて、かわさきかえるプロジェクトの大久保明美さん、川崎市民石けんプラントの中川美穂さんより講演を受けた。

大久保さんは「キッチンによくある洗剤はいわゆる合成洗剤であり、環境汚染や人体に影響を及ぼすことが懸念されている。1970年代、泡だらけの多摩川の姿に、市民が立ち上がり『環境破壊の加害者にならない』との思いから合成洗剤反対運動がスタートした。昨今ではSDGsの観点からも注目されている。廃油せっけんは調理で使用した食品油を回収



し、リサイクル工場にてせっけんとして再生させ、『台所から地球温暖化をストップ』をテーマに取り組みが展開されている」と報告した。学校給食部会としても、児童・生徒の食の安全や環境にやさしい職場環境を構築するために、洗剤という業務に欠かせないアイテムの重要性について学習を深めることができた。

その後のグループワークでは「職場において月に1度の安全衛生委員会が開かれているか」「厚生労働省や文部科学省における各種ガイドラインは遵守されているか」「すぐに改善できることはないか」など現場実態について意見交換を行った。

給食調理場における施設や人員体制、各種休暇制度の取得状況など、現場での切実な思いを共有し、同じ職場で働く仲間との交流をはかった。

現業・公企統一闘争を闘い抜くうえで、職場実態に基づく要求や他自治体との情報共有を活かした粘り強い交渉が重要となる。

現場の声を国会へ

「岸まきこ」さんにさらなる支援を 公競評総会



公営競技評議会は、12月4日横浜で、第9回定期総会を開き、2単組18人が参加した。

2025年度活動方針や役員選出などの議案が提起され、全ての議案が承認された。

活動方針では、小田原競輪場の建物解体工事について注視し、投票所解体後の運用について労使交渉を行うとともに、安

易な事業廃止等による雇用不安が生じないよう中央本部・県本部・単組が連携することや、感染症の流行等により無観客レースやレース中止となった場合に備え、代替え業務の内容等について労使で協議し、雇用確保の取り組みを行うこと、会計年度任用職員に対する勤勉手当支給を可能となったことによる競走場の経営状況への影響について注視すること等が盛り込まれた。

また、評議会として推せん確認している自治労組織内参議院



議員の岸まきこさんについて、会計年度任用職員への勤勉手当支給や社会保険の改善等は組織内議員を通じて、職場の声を国会に届けたことによって実現できたことから2025年夏の参院選での岸まきこさんの再選は大変重要であることを再確認した。

部落解放県共闘総会・学習会



部落解放神奈川県共闘会議は、12月20日横浜で、総会・学習会を開き、県内の労働組合を中心に80人が参加した。

学習会では、「外国にルーツを持つ子どもや保護者に寄り添って～実践現場からの発信～」と題し、学習支援などを行うNPO法人・信愛塾の竹川真理子センター長と自身も信愛塾に通いスタッフとなった王遠偉事務局次長が講演。

竹川さんは、設立当初からの活動を振り返り「当時は、小学校入学を控えた日本人の子どもであれば全員に届く就学通知が、外国籍の子どもたちには届かなかった。その後の取り組みにより、横浜市では就学案内を送付されるようになった。こうした取り組みがキッカケとなり、在日外国人とのふれあいスペースとして信愛塾ができた」とし、「私たちは、誰も見過ごさない、見過ごしたくないという思いでこれまで活動してきた。そのなかで、本当の意味での多文化共生というのは大変難しいと覚えることが

在日外国人教育相談センター「信愛塾」

横浜市南区を拠点に外国人の子どもを支援するNPO法人。1978年の設立当初は、在日コリアンの子どもたちを中心に「安心できる場所」を提供してきた。現在は、中国やフィリピンなどアジア諸国の子どもたちを中心に40人超が通う。

多い。信愛塾では、多くのぶつかりのなかで多文化共生がなされている」と報告した。

中国・福建省出身で小学生まで中国で過ごした王さんは「突然、日本に引越すと告げられたのは小学校卒業間近。当初は、日本語も話せずトイレが唯一の安心できる場所で、そんな時に担任の先生から信愛塾を紹介された。信愛塾という場所に出会って、本当に人生を変えてくれたと思っている」と話す。

DVやネグレクト、セクハラ、ヤングケアラーなど子どもたちが抱える事情はさまざま。そのなかでも、言語の問題は大きく日本語が分からないまま日本の学校に転入し、授業もわからず学校や家庭でも自分の思いを打ち明けられないケースも多いという。「かつての自分と同じような境遇の子どもたちから慕われる王さんの存在は大きい」と竹川さんは話した。

現退一致の取り組み強化を 自治退神奈川総会



全日本自治体退職者会神奈川県本部は、12月13日横浜で、第43回定期総会を開いた。

冒頭、千葉信夫会長（県央ブロック退職者会）は「自治労組織との連携を軸に、現退一致の取り組みをすすめてきた。9月に足柄ブロック退職者会が新たに結成され、さらなる組織拡大が求められる」とあいさつ。

県本部 蓼沼宏幸委員長は「衆議院選挙をはじめさまざまな場面で、退職者会のみなさんの協力を頂いた。引き続きのさらなる連携をお願いしたい」と、参加者へ呼びかけた。さらに、自治退本部、神奈川シニア連合、中央労働金庫、自治労共済県支部よりあいさつを受けた。

総会は、2024年度の活動を総括するとともに、2025年度活動方針・予算、新役員体制を確認。新会長に大久保光夫さん（県退職者いちょう会）、事務局長に工藤定次さん（書記労退職者会）が選出された。

共済セミナー案内



充実したセカンドライフに向けて

「退職後のライフプランとじょうろの共済活用術」説明会

2月5日(水) 18:30~20:30 藤沢ミナパーク303号室 藤沢市藤沢807-1 ※ウェブ併用

近藤を控えたじょうろの団体生命共済を利用するお年寄りに対し、返金に欠かせない必要知識やライフプランをはじめ、じょうろ退職者互済生命共済や再婚共済・福祉障害年金の活用方法を解説します。※お年寄りの方も参加可能です。返金した後の安心策をレポートするのが、じょうろの共済制度です。さまざまな事業は会からでも別に受けます。税制に応じて、個別学習相談も受け付けます。【お集まり1月24日】お問い合わせ・お申し込みは各中絶係員、担当まで

Additional information and graphics for the seminar, including a '85歳まで' (85 years old) graphic and a list of benefits.

新年のあいさつ

明けましておめでとうございます。

2024年は6月に改正地方自治法の成立を許してしまいました。私は昨年改正は地方自治にとって非常に問題をはらんでおり、それを補う次期改正につなげることを念頭に、法案審査等の場で繰り返し問題提起を続け、議事録に大臣や政府答弁を残すことができました。私の一丁目一番地であり、地方自治こそが住民を守る最後の砦だと思っています。

そして2025年、今夏は参議院議員選挙が行われます。政権交代のための第一歩として、立憲民主党の議席拡大、私「岸まきこ」の2期目の議席獲得、「逆転の夏を再び!」のため全力を尽くします。そのために私自身、議員としての日頃の活動の一つひとつ

参議院議員

岸まきこ



に気合いを入れて取り組む決意です。

また、発災から1年が経過してもなお復旧復興がままならない能登半島地震、全国で頻発する様々な自然災害の被災地のみなさまに一日でも早い安寧した生活を取り戻していただくため、被災地や応援派遣で支援されている多くの自治労の仲間のみなさんの声をしっかりと国政に届けてまいります。

声を力に、一歩前へ。ともにがんばりましょう。

連載 自治研センターレポート

今、あらためて「国籍条項」を考える」

神奈川自治研センター事務局長 野坂智也

■全国各地で消防団員の減少や高齢化が課題となっている中、263自治体で外国人の消防団員が活動していることがわかった（朝日新聞デジタル2024年8月25日）。横浜市では外国人消防団員が年々増加している。2023年8月現在で47人が活動していて、最多が中国人（22人）、次いで韓国人（8人）、ネパール人（5人）と続いている（タウンニュース2023年8月24日）。■消防庁は2019年に「公権力の行使をしない範囲で活動すること等に留意しつつ…、地域の実情に応じ、適切に対応すること」との通知を出して、外国人を任用するかどうかは各自治体の判断に委ねた。消防団員の公権力行使とは、消防職員と同様に災害現場での立入禁止措置や延焼を防ぐ破壊消防などを指すが、外国人消防団員は、避難誘導や通訳、広報活動、応急手当の指導など非権力的な活動に従事するという建付けだ。機能に着目した分担とも言えるが、災害現場でこの建付けが“機能”するのかわかるとは不明だ。■従来、消防職員は地方公務員の中でもその職務が公権力の行使に該当するからいわゆる国籍条項の撤廃から除外され、受験そのものに門戸を閉ざしてきたが、最近では、政令市である堺市（令和2年度）、県内では横須賀市（令和3年度）の消防職員採用試験で外国籍の受験が認められている。■地方公務員採用における国籍条項とは、1953年当時の内閣法制局回答で「公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわらる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解すべき

である」としたことを原型としている。この「公務員に関する当然の法理」は、長い間、外国籍市民の公務就任を阻む壁となってきた。■「公権力の行使」とは何か。「命令、処分などによって市民の意見に関わりなく権利や自由を制限する職務」と定義。「公の意思形成への参画」とは何か。「市政の重要な課題等についての意思決定に関わる判断」であり「ラインの局部課長が事務的に行っている」と分析。このように川崎市は1996年、公権力の行使に関わらない職務が8割以上あり、公の意思形成への参画に携わらないスタッフ職の課長級までは昇任管理が可能であり、外国籍職員の任用上の問題はない、として一般事務職の国籍条項撤廃を表明した。以後、高知県や神奈川県などが続き、現在ではすべての政令市で原則、国籍条項が撤廃されている。■いわゆる「当然の法理」の範囲とは言え、外国籍市民の公務就任の門戸は着実に開いてきたと言えるが、近年ではヘイトスピーチまがいの言動等により逆流を起している状況にもある。武蔵野市の住民投票条例への反対街宣や兵庫県知事選挙でのSNSでは外国人の地方参政権を揶揄する偽情報が氾濫したり、地方自治体の外国籍職員の採用に疑義を唱える参政党に対する政府答弁書では群馬県大泉町やさいたま市の国籍条項撤廃を引き合いに「…課長以上の職には就くことができないとされている」などと答えたりして。■地方公務員の一般事務職の門戸が開いた30年前、希望をもって狭き門を通過してきた若き優秀な職員は今、50代のベテラン職員となっている。外国人排斥の風がやまない今だからこそ、外国籍市民に市職員への道を開くことの意義と、公正妥当な人事管理ができていくのかどうかあらためて問うてほしい。